

## 一般貸切旅客自動車運送事業者に対し文書による警告を発しました。

令和7年4月22日に東北運輸局山形運輸支局が下記の一般貸切旅客自動車運送事業者に対し監査を実施しました。

監査の結果、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたため、山形運輸支局長は文書による警告を発しましたのでお知らせします。

なお、警告書の交付については、本日、山形運輸支局において行いました。

### 記

#### 1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：鶴岡タクシー 株式会社 代表取締役 山田 興也  
(法人番号：4390001014816)  
山形県鶴岡市末広町11-32

営業所：本社営業所  
山形県鶴岡市末広町11-32

#### 2. 行政処分等年月日 令和7年5月28日

#### 3. 行政処分等の概要

文書警告

#### 4. 違反の概要

- (1) 疾病、疲労等のおそれのある状態での運行の業務  
(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)
- (2) 乗務員等台帳の記載事項の不備  
(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)
- (3) 運転者に対する指導監督義務違反  
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
- (4) 初任運転者に対する特別な指導監督義務違反  
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)

以上

#### 《問い合わせ先》

東北運輸局 山形運輸支局 輸送・監査部門  
担当：鎌田、設楽

TEL：023-686-4711

音声ガイダンス3番